

i 障がい福祉課からのお知らせ

知っていますか？
特別障害者手当と障害福祉手当

特別障害者手当

【対象者】

在宅で心身に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上で一定の要件に該当する方に月額28,840円(令和6年度)の手当が支給されます。(認定基準により該当しない場合があります。)

【支給制限】

- ・施設に入所されている方
- ・病院、診療所に継続して3ヶ月以上入院している方
- ・本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方

障害児童福祉手当

【対象者】

在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳未満で一定の要件に該当する方に月額15,690円(令和6年度)の手当が支給されます。(認定基準により該当しない場合があります。)

【支給制限】

- ・施設に入所されている方
- ・障害年金を受給している方
- ・本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方

※施設によっては、支給できる施設もあるため、ご質問がある方は、下記お問い合わせまでご連絡ください。

※両手当とも支給月は2、5、8、11月でそれぞれの支給月前月までの3ヶ月分を本人の口座に振込みます。

※現在、手当を受給されている方で、支給制限に該当する場合は速やかに届け出をしてください。報告が遅れた場合は、返還が生じる場合があります。ご了承ください。

☎ 障がい福祉課 ☎ 73-1975

i 働く女性の家からのお知らせ

ゆいみなあフェスタのお知らせ

日時：令和7年2月9日(日)

舞台発表：午前10時～12時

作品や資料の展示：午前10時～午後3時

場所：働く女性の家(ゆいみなあ)

内容：日頃ゆいみなあを利用しているサークルのメンバーが1年間の活動の成果を発表

☎ 働く女性の家 ☎ 73-5245

15 宮古島の市外局番は(0980)です。

i 健康増進課からのお知らせ

MR麻しん・風しん2期の
予防接種のお知らせ

MR(麻しん・風しん)2期の予防接種が無料で接種できる期間は、小学校入学前の1年間のみです。対象者は平成30年4月2日生まれから令和元年4月1日生まれのお子様で、対象の方へは6月に接種券を送付しております。無料で接種が受けられるのは令和7年3月31日までとなっていますので、お早めに接種をお済ませください。

麻しん・風しんは空気感染、飛沫感染により感染します。感染力の強い感染症で、特效薬はなく、かからないためには予防接種が必要です。

健診・保健指導を活用しましょう

生活習慣を見直し、健康長寿を目指しましょう！

人生100年時代！？歳を重ねても自分の事は自分でできる生活を維持するために、あなたの1年間のスケジュールに『健診(検診)を受ける日』をプラスしませんか？

令和6年度の受診は、令和7年3月31日までです。

【宮古島市国民健康保険加入者の状況】

- ・40～50歳代の受診者が少ない
- ・宮古島市は男女とも国・県と比較して肥満の割合が多い(R5年度)
- ・心不全・認知症・脳血管疾患が原因で重症化して要介護状態になる方が多い(R5年度後期高齢者まとめ)

☎ 健康増進課 ☎ 73-1978

人 “もしも”に備えよう！ 救命講習会受講者募集します

下記日程で定例救命講習会を開催します。

2月の開催予定日

8日(土)、22日(土)

(日程は変更する可能性があります)

■講習内容：

- 8日 普通救命講習Ⅲ 9:00～12:00
(主に乳児～小児を対象とした心肺蘇生法、AED使用法、異物除去法、大出血時の止血法)
- 22日 普通救命講習Ⅰ 9:00～12:00
(主に成人を対象とした心肺蘇生法、AED使用法、異物除去法、大出血時の止血法)

■場 所：消防本部2階ホール

■受講料：無料※講習会3日前までに要予約

☎ 宮古島市消防本部 応急手当指導員 ☎ 72-0943



市民課からのお知らせ

マイナンバーカード申請サポート

初めてマイナンバーカードを申請される方を対象に、予約制で写真撮影や申請書記入の補助を行います。

まだマイナンバーカードを申請したことがない方は、この機会にぜひ申請をしてみませんか。

■対象：宮古島市に住民登録があり、

初めてマイナンバーカードを申請される方※写真撮影があるため、必ず本人の来庁が必要です。※マイナンバーカードの再交付の方は対象外です。

■日時：2月1日(土)、2月21日(金)、2月22日(土)
9:00～12:00(最終受付11:45)
13:00～17:00(最終受付16:45)

■場所：総合庁舎 1階エントランス

■持ちもの：予約フォームにて確認

■予約方法：右記QRコードから予約

2月1日(土) 2月21日(金) 2月22日(土)



☎ 市民課窓口係 ☎ 72-3751(代表)

i 国民健康保健課からのお知らせ

国民健康保険加入者のみなさまへ

～正しい所得の申告をお願いいたします～

★18歳以上の方は、前年中の収入がなくても、扶養控除対象者でも申告が必要です！

申告をしないと、下記のような不利益が生じます。

- ①所得の低い世帯に対して適用される軽減制度を受けることができません。
- ②高額療養費を活用する際の自己負担限度額が最も高い区分となります。
- ③国民健康保険税の減免制度の活用ができません。

☎ 国民健康保険課 ☎ 73-1973

i 地域振興課からのお知らせ

令和6年度宮古島市結婚生活支援事業

新婚世帯を対象に家賃等を支援します！！

対象者

①新婚世帯：令和6年1月1日～令和7年2月28日の間に入籍し、夫婦ともに婚姻日時点の年齢が39歳以下の夫婦。

②特例新婚世帯：令和5年3月1日から令和5年12月31日までの間に入籍し、夫婦ともに婚姻日時点の年齢が39歳以下で、夫婦ともに過去に結婚新生活支援事業に基づく補助金を受けていない夫婦。



詳細をQRコードからご確認ください

☎ 地域振興課 ☎ 73-4905

※予定は変動する可能性があります。



-MIYAKOJIMA CITY INFORMATION-

納税のお知らせ

納期限：2月28日(金)

■固定資産税4期

▶納税課収納管理係 ☎ 72-3751(代)

■国民健康保険税8期

▶国民健康保険課 ☎ 72-3751(代)

■後期高齢者医療保険料8期

▶国民健康保険課 ☎ 72-3751(代)

■介護保険料8期

▶高齢者支援課介護保険料係 ☎ 72-3751(代)



相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

・2月6日(木)、20日(木) 17時15分～18時45分

・場所：市役所1階 国民健康保険課

・お問合せ：国民健康保険課 ☎ 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

・毎週 月～金(祝祭日除く)

・受付時間 8時30分～17時

・場所：社会福祉協議会 ☎ 72-3193



無料人権相談

・2月18日(火) 13時半～16時

場所：市役所1階 地域振興課

・2月25日(火) 14時～16時

場所：城辺公民館

・お問合せ：地域振興課 ☎ 73-4905

女性相談室

・毎週 月～金 9時～17時

・場所：市役所1階 家庭保健課 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

・平日：10時～12時/13時～16時

・場所：市役所1階 地域振興課 ☎ 73-2695

・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

・日時：2月12日(水)、26日(水)
18時～20時 ※要予約

・場所：市役所1階 地域振興課

・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905

i 宮古島市雇用創造協議会からのお知らせ

これから商売を始める方へ！無料セミナー

創業塾

創業する方の為に経営に必要な基礎知識「経営」「販路開拓」「財務」「人材育成」などを学んで頂きます。

■開催日：令和7年2月6日(木)

■時間：10:00～15:30

(昼休：12:00-13:30)

■場所：宮古島商工会議所
(琉球銀行ビル3階)



お申し込みはこちらから

弊所の専用駐車場は御座いません、近隣有料駐車場をご利用下さい。

宮古島市特定創業支援事業推奨セミナー
沖縄県「創業者支援貸付」対象条件のひとつです。

詳しくは [宮古島商工会議所](#) [検索](#)

☎ 宮古島商工会議所 ☎ 72-2779

i 宮古島市雇用創造協議会からのお知らせ

令和6年度 無料セミナー参加者募集

受講料無料! 厚生労働省委託
「令和6年度地域雇用活性化推進事業」

宮古島市雇用創造協議会では、求職者支援及び地域産業活性化の一環として、様々なセミナーを開催しています。

○地域食材で広がるビジネス講座
～地域食材の機能性、マーケティング・ブランド戦略、創業ノウハウ他～

- ・令和7年2月4日～7日(火～金)全4日間
- ※締切2月3日(月)17時まで
- ・講座時間 18:30～21:30(※先着8名)
- ・対象者：事業主・従事者・創業希望者

※訂正のお詫び
広報みやこじま1月号では「先着15名」となっておりましたが、正しくは「先着8名」となります。

【申込方法】

■お電話(下記お問い合わせ先に記載)

■ホームページ(メール):

「宮古島市雇用創造協議会」で検索

<https://koyou-home.sakura.ne.jp/>

■直接来所：お気軽にお越し下さい。

(平日9:00～17:00)

※諸事情により各種日程、セミナー会場等が変更となる場合がございます。

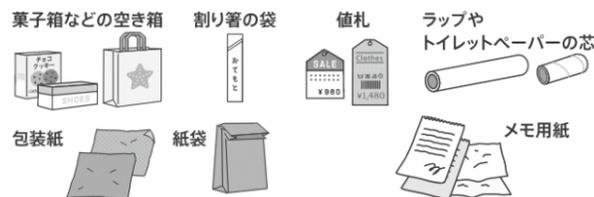
☎ 宮古島市雇用創造協議会
琉銀ビル4F ☎ 79-5296

i クリーンセンタープラザ棟からのお知らせ

「燃えるごみの約60%が紙ごみと衣類！」

家庭から出た『燃えるごみ』の中身の約60%が紙ごみと衣類となっています。その多くが、お菓子箱や包装紙などの雑がみです。

リサイクル資源になる雑がみは、紙類の収集日にまとめて出しましょう。



リサイクル資源になる雑がみは、紙類の収集日にまとめて出しましょう。ティッシュボックスのビニールは、剥がして燃えるごみで出しましょう。

※紙ひもで縛ることができない雑がみは、紙袋に入れてください。

☎ 雑がみ減量、再利用とリサイクル資源を推進する
クリーンセンタープラザ棟 ☎ 79-7810

i エコアイランド推進課からのお知らせ

宮古島市脱炭素先行地域づくり事業
(下地地区・狩俣地区)

令和7年度以降の太陽光発電設備導入希望者を募集しています。

(株)宮古島未来エネルギー、または、(株)沖電工が工事を実施します。

下地地区、狩俣地区にお住いの方で太陽光導入を検討している方はアクセス

<https://logoform.jp/f/Lqg8R>

☎ エコアイランド推進課

☎ 73-0950



i みどり推進課からのお知らせ

令和7年 緑の募金運動について

公益社団法人沖縄県緑化推進委員会・宮古島市緑化支部では、森林や緑を守り育てる県民参加の森づくりや緑化運動を推進するため緑の募金運動を実施しております。

緑の募金運動にご協力お願いいたします。

【募金集中期間】 令和7年2月1日～2月28日

【募金額の目安】 家庭募金 200円以上(目安)

職場募金 500円以上(目安)

☎ 沖縄県緑化推進委員会 ☎ 098-987-1644
市役所みどり推進課 ☎ 0980-72-9784

i 環境保全課からのお知らせ

不法投棄禁止について

ごみの不法投棄は犯罪です!

ごみの不法投棄を行うと、「廃棄物の処理および掃除に関する法律」により5年以下の懲役・1千万円以下(法人は3億円以下)の罰則が科せられます。

※違法行為をやめましょう。

日頃から、市民の皆さんが協力して不法投棄がされない環境づくりをすることも大切です。

ごみを捨てられない為に、管理する土地の草刈りを行ったり、周りに柵を設置したり、簡単に出入りされないようにチェーンなどを使ったり、自衛策を講じ適正な土地の管理をお願いします。

不法投棄が行われ、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者がごみの撤去・処理を行わなければなりません(廃掃法第5条「清掃の保持」による)。

不法投棄防止にご協力ください。



QRコードから通報できます。

☎ 環境保全課 ☎ 79-5283

ストップ!! 違法墓地建設

墓地、埋葬等に関する法律により勝手に墓地を作ることは違法です!

(市に相談・申請・許可が必要です。)

平成26年3月より「宮古島市墓地等の経営許可に関する条例」及び同条例施行規則が制定されております。

お墓を建てる際には、申請前に一度ご来庁いただき、事前に相談してください。(同条例施行規則第3条)

～墓地建設許可の大まかな流れ～

- ①市役所へ事前相談
- ②申請：お墓を建てたい場所の近隣住民や自治会への周知、説明、意見聴取(申請者が実施)を踏まえて申請。
- ③審査：市条例、内部規定に基づいて設置場所等が基準を満たすか否かの審査。
- ④審査結果：「許可」、「不許可」を判断します。申請内容によっては基準を満たさない場合、「不許可」になることもあります。
- ⑤墓地建設工事：許可をされた場合、墓地建設現場に「墓地建設の工期」、「計画者の氏名・住所」、「業者の氏名・住所」が記載された標識を設置する。
- ⑥工事完了：工事終了後は、完了届の提出。

※お墓の建設に関してはまず相談を!

☎ 環境保全課 ☎ 79-5283

地下水の検査(令和5年度・農薬)

- 内容：ネオニコチノイド系等、主に殺虫剤成分。
- 結果は国の基準を満たし、良好でした。
- 報告書等はHPでもご確認いただけます。
- 当初予定分：5項目・16地点・年6回 全て検出なし。
- 追加実施分：14項目・9地点・年1回 一部について、ごく微量 検出あり。(基準値*の2,000分の1以下。)*：水質汚濁に係る農薬登録基準



☎ 環境保全課 ☎ 79-5283

令和6年度犬・猫の去勢・避妊手術支援事業

■助成金額

(1頭)	去勢手術	避妊手術
犬	5,000円	10,000円
猫	2,500円	5,000円

※手術費用から助成金額を差し引いた額を病院に支払う。なお、病院によって手術金額が異なる場合があります。

犬の手術：犬の登録、令和6年度狂犬病予防注射の接種済みの方

猫の手術：マイナンバーカード及び離島住民割引カードのコピーまたは住民票(発行3ヶ月以内・コピー可)持参
※運転免許証は不可(市民であることの証明にならないため)



■動物病院

赤嶺獣医科医院(宮古島警察署隣り) ☎ 72-7976

麻布十番犬猫クリニック(県道城辺線) ☎ 79-8612

ちばな動物病院(バイパス通り) ☎ 73-8853

宮里動物病院(バイパス通り) ☎ 73-6130

市民のみなさまへのお願い

犬を飼うときのルール

- ① 放し飼いはしない(※放し飼いは近隣住民への迷惑です)
- ② 宮古島市に登録し、狂犬病の予防注射を受けましょう
- ③ ノミダニ対策などきちんと健康管理
- ④ 鳴き声や臭いなど近所の人に気を配る
- ⑤ 「待て」など適正なしつけをする

「宮古島市飼い犬取締条例」により、放し飼いは禁止!

犬の飼い主さん 散歩時のマナーを守りましょう

- ・犬のふんは持ち帰りましょう
 - ・ふんを持ち帰るための道具を持って出掛けましょう
 - ・リードを必ず付けましょう
- 犬や猫などを捨てたり虐待を見つけたら110番!

野犬の捕獲にご協力ください!

野犬を捕獲するために箱ワナを設置していますが、最近野犬がワナにかからないように人の手が加えられることが増えて困っています。周辺住民を野犬被害から守るために設置していますので、見かけても触れないようよろしくお願いします。

また、動物がかかっていた場合は危険ですので触らずに環境保全課 **箱ワナに触らないで!** までご連絡ください。

猫を飼われている方へ

- ・屋内飼育をしましょう。屋内で飼うことで、鳴き声やふん尿などで近隣に迷惑をかける心配ありません。
- ・不妊去勢手術をおこないましょう。繁殖を望まない場合や生まれてくる命に責任を持ってないのであれば、不幸な猫の繁殖を防いでください。
- ・飼い主は、責任を持って終生飼育をしましょう。飼っている動物を捨てることは犯罪です。

☎ 環境保全課 ☎ 79-5283